

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

片品村長 梅澤志洋

市町村名 (市町村コード)	片品村 (10443)
地域名 (地域内農業集落名)	第3区-1 (鍛冶屋、柄久保、登戸、山崎、栗生、針山)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月10日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・担い手や後継者不足のため、鳥獣被害により荒地が増える一方である。電柵の設置やワナ免許登録には費用がかかり、費用負担の軽減と効率的な対策が必要である。また、鳥獣被害拡大を防ぐには、村内の若者もわな取得を推進するなど地域全体で対策を講じる必要もある。
- ・荒廃農地を減少させていくためにも、地区の実情に応じて作付品目を決めて高齢者が生きがいとなる作物推進と販路先が必要である。
- ・露地大型野菜から施設野菜へ移行したため遊休農地は増えており、その対策として地域に根付いている花豆を県重点品目に村へ要望するなど推進が必要である。
- ・条件の良い田畠は農地中間管理機構の活用・推進は出来るが、狭小で傾斜のある田畠をどのように集積・集約するかが課題である。
- ・現在の経営面積を維持していくことで精一杯である。現状維持を推進していくしかない。
- ・地域全体で農地を使用貸借し、推進していくことができないか検討することも必要である。
- ・入作を後押し支援できる、受入体制を整える必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・野菜(トマト・トウモロコシ・ソバ・豆類等)及び花卉(アジサイ等)を主要作物とし、トマト及び花卉についてハウス栽培を確立する。農地利用の効率化及び農業経営負担軽減を図ることを目的に、団地化を形成する。
- ・認定農業者等の今後農業を担う者を中心に集約化の検討を進めつつ、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	198.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	131.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地に隣接する農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

- ・農地利用を中心経営体である認定農業者だけで担うことは出来ない、そのため地域の中心経営体以外の農業者や兼業農業者にも協力していただく。
- ・入作を希望する地域外や村外者の推進を検討していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

- ・条件が整えば農地中間管理機構の活用を検討していく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

- ・農地の集約及び効率化を図るために、必要となる基盤整備を検討していく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ・地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、片品村及び利根沼田農業事務所、利根沼田農業協同組合と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

- ・農作業委託を受けられる事業者等があれば、検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/>	④輸出	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input checked="" type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

- ①農作物被害が多いため、鳥獣害対策について専門家を招いて勉強会等を検討していく。獣の隠れ場所となる畠横の荒れた山林の整備を検討していく。
- ②地域として取り組める事業及び補助事業等の活用を検討していく。
- ③導入及び運用に向けて、補助事業等を活用できるよう検討を進めていく。
- ④補助事業等を活用し、輸出に向けて検討をしていく。
- ⑤遊休農地の活用として、ヤマブドウの生産に力を入れていく。
- ⑥補助金等の活用を検討しながら、地区で育成ができる作物等を検討していく。
- ⑦農業生産活動の維持等を集落協定に基づき、中山間地域等直接支払制度の活用を継続していく。地域の農地・水路・農道や鳥獣防護柵などを共同で維持管理するため、多面的機能支払制度の活用を検討していく。
- ⑧補助金等を活用し、必要な農業用設備の整備を検討していく。